

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所に委任する事務（平成十七年九月環境省告示第九十四号）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる予算科目に係る補助金等の交付に関する同表の下欄に掲げる事務については、地方環境事務所に委任し、平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

補助金等の予算科目	事務の内容
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る。） 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金に限る。）	一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二 法第六条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の決定 三 法第七条第一項、第二項及び第三項の規定による補助金等の交付の条件付加 四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号

- の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理
- 五 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示
- 六 法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 七 法第九条第一項の規定による補助金等の交付の申請の取下げの受理
- 八 法第十条第一項の規定による補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更
- 九 法第十条第三項の規定による補助金等の交付
- 十 法第十二条の規定による状況報告の受理
- 十一 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令
- 十二 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令
- 十三 法第十四条の規定による実績報告の受理
- 十四 法第十五条の規定による補助金等の額の

確定及び通知

十五 法第十六条第一項の規定による補助事業等の是正措置の命令

十六 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理

十七 法第十七条第一項又は第二項の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消し

十八 法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金等の返還の命令

十九 法第二十一条第一項の規定による返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収

二十 法第二十一条の二の規定による理由の提示

二十一 法第二十二条の規定による財産の処分
の承認

二十二 法第二十三条第一項の規定による立入
検査等

二十三 法第二十五条第一項の規定による不服

	の申出の受理 二十四 法第二十五条第二項の規定による不服 の申出に係る必要な措置及び通知
--	--

附 則

この告示は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月環境省告示第八十三号）

1 この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用

し、平成十七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年四月環境省告示第二十七号）

1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、平成十九年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用

し、平成十八年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年四月環境省告示第三十九号）

1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、平成二十年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成十九年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年四月環境省告示第十六号）

1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、平成二十一年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年四月環境省告示第二十八号）

1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十一年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年四月環境省告示第四十一号）

- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十三年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年四月環境省告示第七十一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十四年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十三年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年五月環境省告示第四十九号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十五年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適

用し、平成二十四年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年四月環境省告示第五十九号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、平成二十六年年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十五年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年四月環境省告示第六十三号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、平成二十七年年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十六年年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月環境省告示第三十二号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和四年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和三年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月環境省告示第十四号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和五年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和四年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。